

海岸漂着ごみ(ビーチクリーン)の分別一覧

※ご家庭でのごみ分別とは若干異なります。分別は以下を参考に丁寧に行って下さい。

ビーチクリーンを実施する場合は分別を徹底し、ごみ袋に入れてご自身で各施設にお持込み下さい。

分別が徹底されていないと新島村の自然環境・ごみ処理施設等に悪影響を及ぼす事になることをご理解下さい。

燃えるごみ

【持込施設】

新島地区：新島村清掃センター
式根島地区：式根島クリーンセンター

布類



紙類



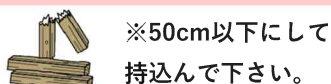
ゴムくず



革製品



木類



プラスチック類



※通常、資源物となるペットボトルは、リサイクル出来ないで燃えるごみとなります。



燃えないごみ

【持込施設】

新島地区：阿土山安定型最終処分場
式根島地区：神引安定型最終処分場

金属くず



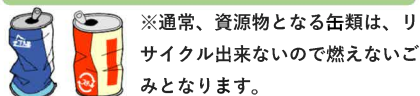
カセットボンベ・スプレー缶・ライター



電化製品



アルミ缶・スチール缶



ガラス・陶磁器類



ウキ・ガラス玉・タイヤ



有害ごみ

【持込施設】

新島地区：新島村清掃センター
式根島地区：式根島クリーンセンター

電池類



蛍光灯



水銀入り温度計・体温計



【お問合せ先】

- 新島村役場民生課 ☎04992-5-0243
- 新島村清掃センター ☎04992-5-1187
- 阿土山最終処分場 ☎04992-5-1733
- 式根島クリーンセンター } ☎04992-7-0417
- 神引最終処分場 }

※尚、詳細な分別の種類は「新島村ごみと資源物の出し方ルール」をご参考ください。

【ビーチクリーンを実施するにあたり注意事項】※必ずご一読ください。

- ・ビーチクリーンを実施する場合は分別を徹底し、ごみ袋に入れてご自身で各施設にお持込み下さい。
- 又、持込の際は施設作業員に必ず「海岸漂着ごみ」だと伝えて下さい。
- ・島内各所に設置してあるごみ集積場には搬入しないで下さい。
- ・砂等の付着物、ペットボトル等に残ってる液体はできる限り取り除いて下さい。
- ・大量に漂着ごみを持込む場合は事前に各施設にご連絡下さい。
- ・拾った漂着ごみを長期間、砂浜等に仮置きをしないで下さい。※不法投棄を誘発する可能性があります。